

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

離婚に伴う財産分与と税金

Q：私は、協議離婚で夫から慰謝料及び子供の養育費として居住していた建物とその敷地を財産分与としてもらいました。この場合贈与税が課税されますか。

A：婚姻の取消や離婚によって財産分与で取得した財産については、贈与により取得した財産とはなりません。従って、贈与税は課税されません。

ただし、次の場合は贈与税が課税されます。

- ① 財産分与により取得した財産の額が、婚姻中に夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過大であると認められるときは、その過大とされる部分
 - ② 離婚を手段として相続税や贈与税の負担を不当に免れようとする目的で財産の分与が行われたときは、名義上財産の分与により取得した財産であっても、その取得した財産の価額
- ご質問の場合、居住していた建物及びその敷地ということですので、租税回避を目的とするものでない限り、贈与税は課税されません。

